

三芳町手話言語条例（案）に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件 : 三芳町手話言語条例（案）		
意見募集期間	平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 10 月 30 日	
担当課	福祉課 障がい者支援担当 電話：049-258-0019（内線 178） FAX：049-274-1051 E-mail：fukushi@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	6 件（うち同一の意見 6 件）	
対応状況	原案のとおりとする。	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
<p>私たちろう者が使っている手話はろう者が日本手話を使用して、安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深めることが考えている。すなわち、「日本手話」の定義を文明化させることが重要だと考えている。でないと、町民だけでなく幅広く理解しにくい面があるのでその辺きちんと定義を定めるべきだと考えている。</p> <p>なぜ、「日本手話」なのか？を考えると手話は単なる日本語と沿って手話を表現するのでなく、手、指、体、顔の部位等の動きにより文法を表現し、日本語とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原案のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語体系の中での手話ではなく、普段の生活の中でのコミュニケーション手段としての手話として位置付け、広く浸透させていきたいと考えます。

<p>異なる文法体系を有する言語である。</p> <p>同時に手話を使っている人達に対して文化などの背景もあることを頭に入れて考えてもらえたらと思っている。</p> <p>また、我が国にいる聴覚障害者の全ては最初から「日本語」の文法を理解しているわけでないことを考えて欲しい。</p> <p>背景としては我が国のろう学校のあり方に影響していると思うが、最近までろう学校での手話での授業を禁じられていたため、中途半端な口話法や読話法でやってきたこと影響によって多くのろう学校出身者が日本語（特に助詞などの使い方）をうまく活用出来てないことが多い。</p> <p>こういった背景も含めて、日本手話という言語の体系を条例に盛り込むことをお願いする次第である。</p>		
<p>日本手話は日本語と異なった文法で、日本語対应手話は日本語と同じ文法であるという専門用語として認識ではなく、一般者たちに向けて考えてみると、「手話＝</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原案のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本手話を含む手話が言語であるという事を広く普及させるように努めてまいります。

世界共通」だと勘違いが多いのは真実です。英語圏でもアメリカ手話、イギリス手話、オーストラリア手話など各国手話があり、日本は日本手話として取り入れるのはごく自然体であります。

昔、「手真似」「伝統的な手話」「標準語手話」など言葉がありました。社会現状により、一般者たちの潜在意識の中では日本語を優位として、手話に対して差別や偏見や恐怖がありました。負のスパイラルを消え去るためには、社会変化や一人一人の思い込みなどを変えることも大事であり、「手話」から「日本手話」に変えることも含まれています。

住民が日本手話会話できる町、心豊かで温かみのある人たちと共に暮らしていけたらと思います。

文の最後に次のように追加されたい。

「そして、聞こえない、聞こえづらい人、特に子どもたちがが手話を獲得する機会を容易に獲得することが

・原案のとおり

・今回の手話言語条例で手話の理解が深まる事によって手話獲得できる環境が構築できるものと考えます。

出来るようにします」

意見の趣旨

聴覚障害者は古い障害者観により、学校教育の中で聞こえる人間のように振る舞えるようにする教育を受けてきた。音声言語を流ちょうに話し、手話を使わずに日本語を解することが出来るような。手話を使うことと日本語を解することが全く別物だという悲しい誤解によるものであった。現代においてもまず日本語を習得させるべきという考えの基、出来れば手話を習得しないに越したことはない、という考えはまだ残っている。そうではなく、日本語を習得させるためにも日本手話を同時に習得し、コミュニケーションのしやすい環境を作るべきだと考える。そのための環境作りが重要。さらに、中途失聴者に対しても日本手話を身につけることにより、コミュニケーションがスムーズになる、社会参加も容易になるというQOL面でのサポートも必要。

私は現在札幌市に在住しています。今年の4月まで朝霞市に住んでいました。2年前から朝霞市の手話講習会に通っていました。入門から中級までの講師が三芳町の講師でした。その講師の方に、講習会を4通して手話は言語だということをまず一番に教わり、初めはよく分からない事ばかりでしたが。ろう者と交流する中で、この条例は本当に必要なのだと実感しています。

知らなければずっと知らない世界ですが、もっと健聴者とろう者が身近なものになればとも思います。それが今サークルなどで行っている小学校での総合学習の場だと思います。もっとこのような活動が広がればと思います。

私は神戸の震災の経験者でもあり、あの時ろう者への伝達がうまくいっていないなどの話も聞いていましたが。自分自身もその時はまだ手話を勉強していなかったので、そのまま聞き流していたと思います。今、日本でも色々な天災などで一

・原案のとおり

・今後の検討の中でご意見を参考にさせていただきます。

<p>番情報の伝達がいかないな どの大きな問題はやまずみ だと思ひます。</p> <p>そのような問題を解決する うえでも、日本全部の自治 体で言語条例 が制定されればと強く願う 一人です。また健聴者の立 場で考えるものでなく、ろ う者の立場での条例であつ ていただきたいと切に願ひ ます。嬉しいことに、私が 手話学んだ朝霞市が条例制 定されたことは、本当にう れしいことです。これに続 いて欲しいと思ひます。</p>		
<p>手話→日本手話に直してく ださい。</p> <p>私たちの暮らしの中で日本 語と手話が言語として共存 することに なりました。日々の暮らし の中で日本語を使用する人 にも手話が必要であり、手 話を使用する人にも日本語 が必要です。</p> <p>→ 日々の暮らしの中で日 本語を使用する人にも、日 本手話があるということを知り、様々な手段の中に日本手話があるということを知る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原案のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語体系の中での手話ではなく、普段の生活の中でのコミュニケーション手段としての手話として位置付け、広く浸透させていきたいと考えます。

<p>手話を使用する人にも日本語が必要です。となると、強制のイメージがします。</p>		
<p>聴覚障害者、中途失聴者、難聴者にとっては、手話が生活に必要な言語です。</p> <p>とくに、多数者である、聴こえる人々の中のコミュニケーションの孤独感は、言葉に表せない状況に置かれています。</p> <p>また、私達、聴覚障害者、難聴者、中途失聴者の心の拠り所の言語です。</p> <p>日本語（音声）と同様に、手話の言語を対等に扱うこと、心から願います。</p> <p>提案</p> <p>学校教育（義務教育、高等教育機関）に手話という科目を国語・英語と同様に設置してほしい。</p> <p>手話言語法ともに「共存、共生」の教育の普及を図ってほしい。</p> <p>聴覚障害者、中途失聴者、難聴者の生活実態（道德教育）を学校教育に導入してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原案のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科目の設置に関しては町では対応致しかねます。 ・ 「共存・共生」については当町で行う、あいサポート運動で推進しております。 ・ 学校教育に関しましては、福祉教育の中で推進しています。